

## 発議第1号

三島市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案

(趣旨)

**第1条** この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、議員活動ができない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、三島市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年三島市条例第19号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、「定例会の会議等」とは、定例会の会議及び三島市議会委員会条例（平成3年三島市条例第16号）に基づき設置された委員会の会議で定例会の会期中に開かれるものをいう。

(議員報酬の減額)

**第3条** 議員が同一の任期中の連続する2回以上の定例会の会議等の全てを欠席した場合（刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体の拘束を受けたことにより欠席した場合を除く。）の当該任期中の議員報酬の額は、議員報酬条例に基づき支給されるべき議員報酬の額に、次の各号に掲げるその欠席した定例会の回数の区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1) 4回以下 100分の80

(2) 5回以上 5回目の定例会の閉会日の属する月までには100分の80、

5回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以後には100分の50

2 前項の規定は、その欠席した定例会のうち2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月から定例会の会議等に出席した日の属する月まで適用する。

(期末手当の減額)

**第4条** 議員報酬条例第4条第1項に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）以前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬を減額して支給された月があるときの当該期末手当の額は、議員報酬条例に基づき支給されるべき期末手当の額に、当該議員報酬の減額に係る同項の支給割合（当該議員報酬の減額に係る支給割合が異なる月がある場合は、いずれか低い支給割合）を乗じて得た額とする。

（適用除外）

**第5条** 次に掲げる事由により定例会の会議等を欠席したときは、前2条の規定は適用しない。

- (1) 三島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三島市条例第19号）に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害
- (2) 災害その他当該議員の責に帰することができない事由であって、議長が特に認めるもの

（議員報酬の支給停止）

**第6条** 議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体の拘束を受けたときは、当該身体の拘束を受けた日からその拘束を解かれる日までの期間は議員報酬の支給を停止する。ただし、既にその議員報酬が支給されたとき又は身体の拘束を受けた日が議員報酬の支給日の直前であることその他の事由により支給を停止することができないときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により支給を停止される議員報酬の額は、各月における当該身体の拘束を受けた日数に応じ、その月の現日数を基礎として日割によって計算した額とする。

（期末手当の支給停止）

**第7条** 期末手当の支給に係る基準日以前6月以内の期間において、前条の規定に

より議員報酬の支給を停止され、当該基準日において、なおその判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を停止する。

(議員報酬及び期末手当の支給停止の解除)

**第8条** 前2条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該停止に係る刑事事件の無罪の判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。以下この条において同じ。）が確定したときは、その処分の日又は判決が確定した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも同様とする。

(議員報酬の不支給)

**第9条** 第6条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され、当該停止に係る刑事事件について有罪の判決が確定したときは、当該停止されていた議員報酬は、支給しない。

2 議員が、刑事事件に係る刑の執行として刑事施設に收容されたときは、当該刑事施設に收容された期間は、議員報酬を支給しない。この場合において、第6条第2項の規定を準用する。

(期末手当の不支給)

**第10条** 期末手当の支給に係る基準日前6月以内の期間において、前条第1項又は第2項の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該期末手当は、支給しない。

(疑義の決定)

**第11条** 議長は、この条例の施行に関し疑義があると認めるときは、議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年3月18日提出

発 議 者

三島市議会議員報酬等の  
特例に関する検討特別委員会

委員長 碓 井 宏 政